

立川市単独処理区を東京都流域下水道へ編入しました

このたび、立川市が単独で下水を処理する区域（立川市単独処理区）について、都の流域下水道（北多摩二号水再生センター）への編入を実施しました。

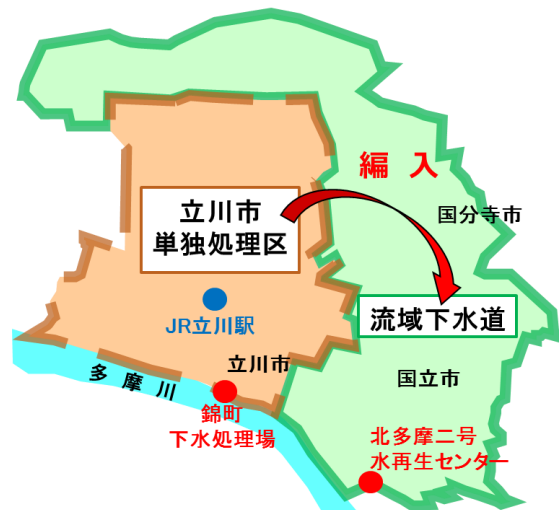
1 背景

JR立川駅周辺などをエリアとする立川市単独処理区（1,147ha、国立市流入分含む）は、錦町下水処理場（単独処理場）で下水を処理しており、供用開始から50年以上が経過していました。また、敷地が狭いことなどから、施設の更新や高度処理の導入、耐震性の向上への対応が課題となっていました。

そこで、下水道事業運営の効率化、水環境の改善や老朽化・耐震化対策を図ることを目的に、単独処理区について都の流域下水道への編入を進めてきました。



立川市 錦町下水処理場（昭和42年稼働）



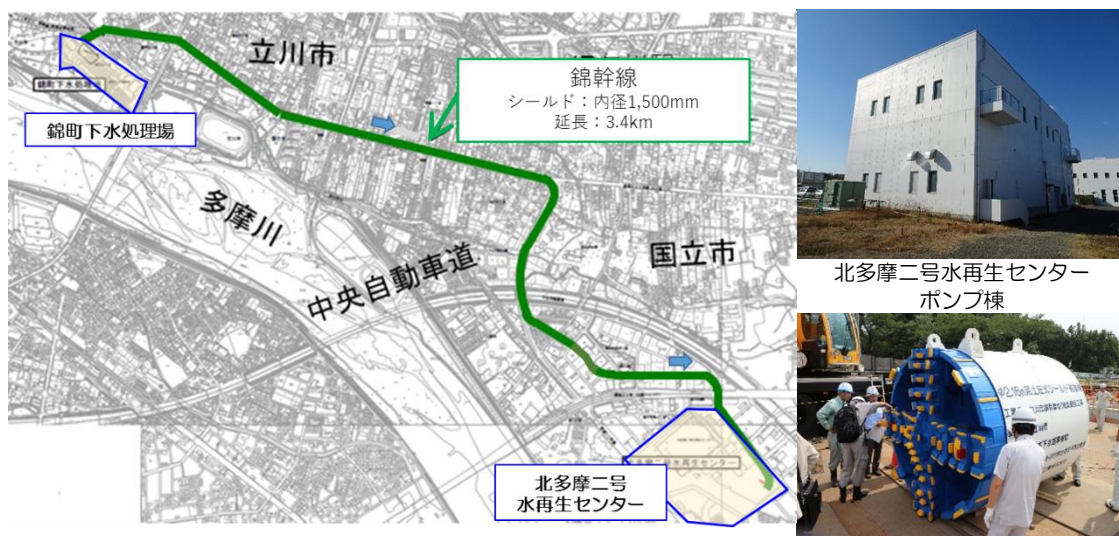
編入前の処理区概要

2 取組の概要

平成24年度、都と編入に関する基本協定を締結し、編入に向けた事業に着手しました。具体的には、錦町下水処理場で処理していた下水を北多摩二号水再生センターに送水（約57,000m³/日）し、処理を行うものです。

市では、平成28年度から敷地整備を行い、平成30年度に建設工事に着手し、錦町下水処理場から北多摩二号水再生センターへの接続幹線（錦幹線）や送水施設を整備しました。

都では、平成29年度に工事着手し、北多摩二号水再生センターにおいて必要なポンプ棟や汚泥処理施設を増設しました。



編入に伴う施設整備の概要

錦幹線シールド

3 事業効果

- ① 都の流域下水道のスケールメリットを活かし、施設の更新費や維持管理費の縮減が図れます。
- ② 高度処理が導入された北多摩二号水再生センターで処理することで、処理水質の改善が図れます。
- ③ 北多摩二号水再生センターでは耐震化はもとより対岸の浅川水再生センターをつなぐ連絡管を活用することで、震災時等のバックアップ機能が確保できます。

4 編入の経緯

- 平成 21 年度 「流域別下水道整備総合計画」に立川市単独処理区の流域下水道への編入を位置づけ
- 平成 24 年度 編入に関する基本協定の締結
- 平成 25 年度 編入に関する実施協定の締結
- 平成 29 年度 都が北多摩二号水再生センターポンプ棟施設工事に着手
- 平成 30 年度 立川市が錦幹線工事に着手
- 令和 5 年度 立川市単独処理区を編入

(問い合わせ先)

環境下水道部 下水道工務課長 尾崎 (電話) 042-523-2111 内線 2102